

国民年金 インフォメーション Information

町民課 戸籍年金窓口係

ご存じですか？
もしも一家の働き手に先立たれたら…



国民年金の第1号被保険者が年金を受給する前に死亡したとき、残されたご家族には次のような給付があります。

○遺族基礎年金

国民年金の加入者（第1号被保険者）が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給される年金です。

※「子」とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1級、2級の障害のある子のことです。

●受給の要件

死亡した人が次の①～④のいずれかに該当していれば支給されます。

- ① 国民年金の第1号被保険者であること
- ② 国民年金の第1号被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住んでいること
- ③ 老齢基礎年金の受給権者であること
- ④ 老齢基礎年金の受給資格を満たした方であること

上記、①②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）が3分の2以上あることが必要です。ただし、死亡日が平成28年3月31日までにある場合は、死亡した日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければ受け取ることができます。

■年金額（平成23年度の額）

子のある妻に支給される年金額		子に支給される年金額	
子が1人いる妻	101万5,900円	1人のとき	78万8,900円
子が2人いる妻	124万2,900円	2人のとき	101万5,900円
子が3人以上いる場合は、子が2人いる妻の額に1人につき7万5,600円を加算		子が3人以上の場合は、子が2人の額に1人につき7万5,600円を加算	

※ただし、「妻」が遺族基礎年金を受給している間は、「子」の遺族基礎年金は支給停止になります。

○寡婦年金

第1号被保険者として年金を納めた期間（保険料納付期間と免除などの期間を含む）が25年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、10年以上継続して婚姻関係にあり、その人によって生計を維持されていた「妻」が60歳から65歳になるまでの間支給される年金です。

●年金額 第1号被保険者として納付した期間だけで計算した老齢基礎年金の額の4分の3相当の額

※「妻」が既に年金を受給している場合には受け取ることができません。

○死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年（36カ月）以上ある人が年金を受けずに死亡したとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます。

●金額 第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じて12万円～32万円。なお、寡婦年金と死亡一時金のどちらにも該当する場合はどちらか一方を選択することになります。

■問い合わせ先

詳しくは、**帯広年金事務所**（☎0155-25-8113）または **役場町民課戸籍年金窓口係**（☎66-4031 内線177・178）までお尋ねください。

高齢者の方が元気でいられるためのお手伝いをします

はっらっ元気

通信

お気軽にご相談ください

鹿追町トリムセンター内
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
☎66-1311 FAX 66-1818

知っておこう！介護のこと⑦

～ 調査結果「介護度とは？」～

～ 前回までのあらすじ～

鹿子さんは、かいご先生のアドバイスを受け、入院中に介護認定の調査を受けました。ようやく介護保険の結果が自宅に届いたようです。



鹿子さん

昨日、役場から介護保険証が届きました。「要支援2」と書いてありましたが、介護度の区分ってどのようになっているの？



それなら安心です。これからサービスの相談はどこに行けばよいですか？



かいご先生

介護度は要支援1・2、要介護1～5の7段階に分けて通知されています。なお、非該当（自立）の場合は介護保険の利用はできませんが、鹿追町が行う地域支援事業や福祉サービスを利用できる場合があります。



介護度に応じて担当窓口が変わります。要支援の場合は地域包括支援センターで、要介護の場合は居宅介護支援事業所※となります。



それでは、母は地域包括支援センターの方が担当になるんですね。



母は要支援なので、介護の人よりサービスがあまり受けられないのでは？



はい。お母さまの在宅での生活について具体的にお話してくれると思います。まず気軽に相談してみてください。



要支援でも利用額の目安はありますが、お母様の状態に合わせた必要なサービスを選ぶことができます。その他に鹿追町の福祉サービスを組み合わせることで、十分在宅での生活は可能です。

※ 鹿追町の居宅介護支援事業所

- ①鹿追町居宅介護支援事業所（66-1311）
- ②NPO法人 かしわのもり（66-1230）
- ③有限会社 ふれあい（66-2670）
- ④もみじの里居宅介護支援事務所（66-1185）
（平成23年12月から新設）

要支援・要介護の目安

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日常生活はほぼ自分でできるが、現状を改善し、要介護状態予防のために少し支援が必要	日常生活に支援が必要だが、それにより要介護にいたらず、改善する可能性が高い	立ち上がりや歩行などに不安定さがあるが、日常生活に部分的な介助が必要	立ち上がりや歩行などが自力でできず、排せつや入浴などにも一部または全介助が必要	立ち上がりや歩行、排せつや入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介助が必要	日常生活全般にわたって、動作能力が低下し、日常生活が困難	生活全般に全面的な介助が必要で、介護なしでは日常生活がほとんど不可能

